

萩野小学校開校150年記念

萩野ふれあいYEAR 2022実行委員会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「萩野小学校開校150年記念 萩野ふれあいYEAR 2022実行委員会」(以下「実行委員会」という。)と称し、実行委員会の事務局は萩野小地域学校共働本部(萩野小内)に置く。

(目的)

第2条 実行委員会は、萩野小学校開校150年を記念し、それを機会に萩野地区の活性化を目指した取組を実施し、地域住民相互の交流等を深めることを目的とする。

(組織)

第3条 実行委員会は、地域住民・萩野小学校・萩野小学校PTA及び前条の目的に賛同する者をもって構成する。

(事業)

第4条 実行委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 萩野地区と萩野小学校の魅力を啓発する事業
 - (2) 住民相互の交流を深める事業
 - (3) その他目的達成に必要と認められる事業
- 2 実行委員会は、事業遂行に当たって、萩野自治区、萩野小学校、地域関係団体と連携して取り組むものとする。

(役員の選任)

第5条 実行委員会に会長(1名)、副会長(3名)、会計(2名)、監査(1名)、専門委員会委員長(2名)及び顧問(数名)を置き、役員は実行委員の互選により定める。

(役員の職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括するとともに、会議の進行を司る。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、実行委員会の会計を担当する。監査以外の役員と兼ねることができる。

4 監査は、実行委員会の会計を監査する。

5 専門委員会委員長は、専門委員会を統括する。

6 顧問は、実行委員会の運営又は事業に関して意見を述べる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、令和3年(2021年)6月18日から、令和5年(2023年)3月31日までとする。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会長は、2項に掲げる会議を招集する。

2 実行委員会に全体会・運営委員会・専門委員会の会議を設ける。

(1)全体会(全委員)は、事業・予算の計画・報告の承認、役員の承認、会則の改廃、そ

の他重要事項の審議・決定を行う。

(2)運営委員会（会長・副会長・会計・専門委員会委員長）は、専門委員会によって立案された事業計画の審議・検討、全体会に提案する議案の作成、全体会の権限に属すること以外の事項の審議・決定を行う。

(3)専門委員会（委員）は、目的達成のために具体的な事業を企画・運営する。

3 全体会の議事の決定は、出席総数の過半数の賛成をもって行う。

4 会長は、必要と認めるときは、顧問を会議に出席させ、意見を求めることができる（経費）

第9条 実行委員会の運営に関する経費は、寄附金・協力金その他の収入をもって充てる。

（会計期間）

第10条 実行委員会の会計期間は、令和3年（2021年）6月18日から令和5年（2023年）3月31日とする。

（補則）

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、全体会においてこれを定める。

附則

1 この会則は、令和3年（2021年）6月18日から施行する。